

開発許可ハンドブック新旧対照表（令和7年5月）

ページ

4-3

新

3 開発許可申請書及びその添付図書

(1) 開発許可申請書添付書面

各様式については「第10 開発許可制度に係る申請書等の様式」を、記載方法については「第11 開発許可申請書等の記載例」を参照してください。

書類の名称	様式根拠	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添付要否		
			自己居住	自己業務	自己用外
開発行為許可申請書（様式有り）（記載例有り）	省令別記様式第2・第2の2		○	○	○
開発許可特例協議申出書（様式有り）	県規則第4号様式の2		－	○	○
設計説明書（様式有り）（記載例有り）	県規則第16号様式	○設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設の整備計画等を記載すること。	×	○	○
資金計画書（様式有り）（記載例有り）	省令別記様式第3	○収支計画及び年度別資金計画を明示すること。 ○金融機関の発行する以下のいずれかの書類を添付すること。 ・融資証明書 ・預金等残高証明書	△ (※1)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1)	○
公共施設の管理者の同意書			○	○	○
公共施設の管理者との協議経過書			○	○	○
水道事業者との協議経過書			○	○	○
開発行為の同意書（様式有り）（記載例有り）	県規則第17号様式	○開発区域内等権利者一覧表（県規則第17号様式別紙）を添付すること。 ○同意者の本人確認書類(※2)を添付すること。	○	○	○
土地の登記事項証明書		○申請時から3月以内に作成されたものであること。	○	○	○
設計者の資格に関する申告書（様式有り）（記載例有り）	県規則第18号様式	○開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要であること(※3)。 ○卒業証明書又は資格証明書を添付すること。	○	○	○
申請者の資力及び信用に関する申告書（様式有り）（記載例有り）	県規則第2号様式	○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・役員(※5)の住民票の写し又は個人番号カードの写し(表面のみ) ・暴力団等に該当しないこと旨の誓約書 ・法人税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表	△ (※1) (※4)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1) (※4)	○

4-3

旧

3 開発許可申請書及びその添付図書

(1) 開発許可申請書添付書面

各様式については「第10 開発許可制度に係る申請書等の様式」を、記載方法については「第11 開発許可申請書等の記載例」を参照してください。

書類の名称	様式根拠	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添付要否		
			自己居住	自己業務	自己用外
開発行為許可申請書（様式有り）（記載例有り）	省令別記様式第2・第2の2		○	○	○
開発許可特例協議申出書（様式有り）	県規則第4号様式の2		－	○	○
設計説明書（様式有り）（記載例有り）	県規則第16号様式	○設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設の整備計画等を記載すること。	×	○	○
資金計画書（様式有り）（記載例有り）	省令別記様式第3	○収支計画及び年度別資金計画を明示すること。 ○金融機関の発行する以下のいずれかの書類を添付すること。 ・融資証明書 ・預金等残高証明書	△ (※1)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1)	○
公共施設の管理者の同意書			○	○	○
公共施設の管理者との協議経過書			○	○	○
水道事業者との協議経過書			○	○	○
開発行為の同意書（様式有り）（記載例有り）	県規則第17号様式	○開発区域内等権利者一覧表（県規則第17号様式別紙）を添付すること。 ○同意者の本人確認書類(※2)を添付すること。	○	○	○
土地の登記事項証明書		○申請時から3月以内に作成されたものであること。	○	○	○
設計者の資格に関する申告書（様式有り）（記載例有り）	県規則第18号様式	○開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要であること。 ○卒業証明書又は資格証明書を添付すること。	○	○	○
申請者の資力及び信用に関する申告書（様式有り）（記載例有り）	県規則第2号様式	○以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・役員(※4)の住民票の写し又は個人番号カードの写し(表面のみ) ・暴力団等に該当しないこと旨の誓約書 ・法人税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表	△ (※1) (※3)	1ha以上 ○ 1ha未満 △ (※1) (※3)	○

4-3

ページ

新

書類の名称	様式 根拠	明示すべき事項、添付書類、 作成留意事項	添付要否		
			自己 居住	自己 業務	自己 用外
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第6条第1項に規定する基本計画に即し行われる開発行為であることを証する書面		- 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第31条第3項の規定に基づき法第34条第14号に該当するものとみなされた開発行為に係る申請に限り必要であること。 - 地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令第8条第2項の協議に係る基計画に添付した図面の写しを添付すること。	○	○	○

※1 盛土規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する工事の場合は、提出が必要。

※2 同意者の本人確認書類とは、以下の書類をいう。なお、本人確認書類の添付は、関係権利者の同意についてのみ必要であり、周辺権利者等の同意については不要です。（関係権利者及び周辺権利者等については、p.7-34参照）

- ・戸籍簿証明書（同意書に同意者の実印が押印されている場合）
- ・戸籍証明書（法人の場合に限る）
- ・住民票の写し
- ・個人番号カード（表面のみ）
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
- ・在留カード又は特別永住者証明書
- ・これらに類するものであって、氏名、生年月日及び住所を証する書類として知事が認めるもの

※3 開発区域が1ha未満であって、盛土規制法に適合する設計者の資格が必要となる工事の場合は、盛土規制法に準じた書類の提出が必要。（盛土ハンドブック（手続編）II-27参照）

※4 完了公告の事務処理時において、提出不要としている法人の全部事項証明書又は住民票の写しの提出が必要です。

※5 法人の役員とは、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者。

例 株式会社における会社法上の役員の中の取締役など

※6 建設業許可証の写し又は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料

旧

書類の名称	様式 根拠	明示すべき事項、添付書類、 作成留意事項	添付要否		
			自己 居住	自己 業務	自己 用外
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第6条第1項に規定する基本計画に即し行われる開発行為であることを証する書面		- 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第31条第3項の規定に基づき法第34条第14号に該当するものとみなされた開発行為に係る申請に限り必要であること。 - 地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令第8条第2項の協議に係る基計画に添付した図面の写しを添付すること。	○	○	○

※1 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する工事の場合は、提出が必要。

※2 同意者の本人確認書類とは、以下の書類をいう。なお、本人確認書類の添付は、関係権利者の同意についてのみ必要であり、周辺権利者等の同意については不要です。（関係権利者及び周辺権利者等については、p.7-34参照）

- ・戸籍簿証明書（同意書に同意者の実印が押印されている場合）
- ・戸籍証明書（法人の場合に限る）
- ・住民票の写し
- ・個人番号カード（表面のみ）
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
- ・在留カード又は特別永住者証明書
- ・これらに類するものであって、氏名、生年月日及び住所を証する書類として知事が認めるもの

※3 完了公告の事務処理時において、提出不要としている法人の全部事項証明書又は住民票の写しの提出が必要です。

※4 法人の役員とは、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者。

例 株式会社における会社法上の役員の中の取締役など

※5 建設業許可証の写し又は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料

4-5